

## 権原市文教施設指定管理者候補者選定委員会 概要

- 日時 《施設視察》 令和7年 8月21日(木) 午後1時30分～午後3時  
《第1回》 令和7年 8月27日(水) 午前10時～午後0時  
《第2回》 令和7年10月21日(火) 午後2時30分～午後4時
- 場所 《第1回》 権原市役所 本庁舎東棟1階 会議室  
《第2回》 権原市役所 本庁舎東棟1階 会議室
- 出席者 《選定委員会委員（敬称略）》  
委員長 吉田 晴行  
委員長職務代理者 石飛 和彦  
委員 吉村 仁志  
委員 東岡 宏  
委員 深水 麻里

### 1. 審査対象

- (1) 香久山地区公民館  
申請者 権原市香久山地区自治委員会
- (2) 八木地区公民館  
申請者 権原市八木地区自治委員会
- (3) 今井地区公民館  
申請者 権原市今井地区自治会
- (4) 新沢地区公民館  
申請者 権原市新沢地区自治委員会
- (5) 耳成地区公民館  
申請者 権原市耳成地区自治委員会
- (6) 畠傍地区公民館  
申請者 権原市畠傍地区自治委員会
- (7) 金橋地区公民館  
申請者 権原市金橋地区自治委員会
- (8) 白樺地区公民館  
申請者 権原市白樺地区自治委員会
- (9) 真菅地区公民館  
申請者 権原市真菅地区自治会
- (10) 鴨公地区公民館  
申請者 権原市鴨公地区自治委員会
- (11) 多地区公民館  
申請者 権原市多地区自治委員会

### 2. 指定管理者候補者選定の経過

地区公民館は、権原市地区公民館条例第1条において、「地域住民が、文化活動及びレクリエーション活動等の各種の事業を活発に行い、地域住民相互の交流活動を推進し、もって市民の教養の向上及び社会教育の振興並びに社会福祉の増進に貢献することを目的」とした施設とされ、権原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第3項及び同施行規則第3条第1号により、その施設の設置目的に照らし、その有効活用を図るため、地域の団体を活用することが効果的である

と認められることから、条例によるところの公募によらず、各地区自治（委員）会を指定管理者候補者として指名し、樅原市文教施設指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に諮問しました。

### 3. 選定された指定管理者候補者

#### (1) 香久山地区公民館

団体名 樅原市香久山地区自治委員会

代表者 会長 小峠 憲司

#### (2) 八木地区公民館

団体名 樅原市八木地区自治委員会

代表者 会長 西村 勉

#### (3) 今井地区公民館

団体名 樅原市今井地区自治会

代表者 会長 米川 憲久

#### (4) 新沢地区公民館

団体名 樅原市新沢地区自治委員会

代表者 会長 梅本 長美

#### (5) 耳成地区公民館

団体名 樅原市耳成地区自治委員会

代表者 会長 上田 逸朗

#### (6) 畠傍地区公民館

団体名 樅原市畠傍地区自治会

代表者 会長 東 正勝

#### (7) 金橋地区公民館

団体名 樅原市金橋地区自治委員会

代表者 会長 棚谷 佐千代

#### (8) 白樅地区公民館

団体名 樅原市白樅地区自治委員会

代表者 会長 山本 邦彦

#### (9) 真菅地区公民館

団体名 樅原市真菅地区自治会

代表者 会長 奥村 一夫

#### (10) 鴨公地区公民館

団体名 樅原市鴨公地区自治委員会

代表者 会長 豊川 隼一

#### (11) 多地区公民館

団体名 樅原市多地区自治委員会

代表者 会長 橘 二平

### 4. 審査結果

樅原市 11 地区公民館の申請者である各自治（委員）会からの申請内容について、透明性を高めるため、公募に準じた審査手続きにより仕様書の内容や提案内容について、選定委員会で審査が行われました。

審査の結果、各自治（委員）会からの提案内容について審査委員合計 500 点中 348 点を獲得し、100 点満点に換算すると 69.6 点であり、全体の約 7 割を獲得しました。特に「地域の拠点として、地域住民や諸団体等と連携が図られる提案になっているか」や「各月・各年の管理状況を把握し、市へ報告する体制になっているか」の提案の採点項目では相対的に高い評価を得ました。

選定委員会では、この審査結果と各自治（委員）会が、地区公民館の開館当時から安定的な管理運営を行ってきた実績もあることから、指定管理者候補者に決定しました。